

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年8月12日

【四半期会計期間】 第103期第1四半期
(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

【会社名】 東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社

【英訳名】 Tokai Tokyo Financial Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 最高経営責任者 石田 建昭

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋三丁目6番2号

【電話番号】 03(3517)8100(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 財務企画部長 佐々木 英人

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋三丁目6番2号

【電話番号】 03(3517)8100(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 財務企画部長 佐々木 英人

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第102期 第1四半期 連結累計期間	第103期 第1四半期 連結累計期間	第102期
会計期間	自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日	自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
営業収益 (百万円)	30,692	19,266	90,547
純営業収益 (百万円)	30,042	18,876	88,682
経常利益 (百万円)	13,756	6,272	33,405
四半期(当期)純利益 (百万円)	9,438	4,271	23,243
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	9,987	4,134	24,923
純資産額 (百万円)	129,228	142,796	142,929
総資産額 (百万円)	622,703	572,769	617,270
1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	35.68	16.06	87.68
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	35.46	16.02	87.21
自己資本比率 (%)	20.7	24.5	22.8

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 消費税等の課税取引については、消費税等を含んでおりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社、子会社21社及び関連会社4社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

本文における将来に関する事項は、四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。その内容にはリスク、不確実性、仮定が含まれており、将来の業績等を保証し又は約束するものではありません。

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、事業等のリスクに重要な変更及び新たに発生した事項はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの四半期連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に基づき作成しております。四半期連結財務諸表の作成にあたり、経営者は会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを行わなければなりません。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や状況に応じ合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社は特に以下の重要な会計方針及び見積りが、四半期連結財務諸表に大きな影響を及ぼすと考えております。

金融商品の評価

当社グループは、トレーディング商品に属する有価証券及びデリバティブ取引等については、時価をもって四半期連結貸借対照表価額とし、評価損益はトレーディング損益として計上しております。時価は、取引所等の市場価格のある有価証券及びデリバティブ取引等については市場価格により算定し、市場価格のない有価証券及びデリバティブ取引等については主に金利、配当利回り、原証券価格、スワップレート、ボラティリティー、契約期間等を基に算出した現在価値により算定しております。

投資有価証券の減損

当社グループは、長期的な取引関係維持のため、特定の取引先の株式を所有しております。これらの株式には価格変動性の高い市場価格のある株式と、価格の決定が困難である市場価格のない株式が含まれております。当社グループは投資価値の下落が一時的ではないと判断した場合、「金融商品に関する会計基準」に基づき減損処理を行っております。市場価格のある株式については、株式の時価が一定期間継続して取得原価を30%以上下回り続けたとき等、下落が一時的ではないと判断します。市場価格のない株式については、1株当たり純資産額が取得原価の50%以下となった場合に減損処理を行います。

将来の市況悪化又は投資先の業績不振により、現在の簿価に反映されていない損失又は簿価の回収不能が生じた場合、減損処理が必要となる可能性があります。

退職給付費用及び債務

従業員(執行役員を除く。)に係る退職給付費用及び債務は、数理計算上で設定される前提条件に基づいて算出されております。これらの前提条件には割引率、退職率、昇給率、直近の統計数値に基づいて算出される死亡率及び年金資産の期待収益率等が含まれております。当社グループの退職年金制度においては、割引率は期末における安全性の高い長期の債券の利回りにより、退職率は直近3年間の実績に基づき、それぞれ算出されております。実際の結果が前提条件と異なる場合又は前提条件が変更された場合は、その影響は累積され、一般的には将来期間において認識される費用及び債務に影響を及ぼします。

繰延税金資産

当社グループは、繰延税金資産について回収可能性が高いと考えられる金額へ減額するために評価性引当金を計上しております。評価性引当金の必要性を評価するにあたっては、将来の課税所得の発生及び税務計画を検討いたします。当社グループの主たる事業である金融商品取引業は、業績変動の幅が大きく、長期にわたる課税所得の発生を予測することが困難であります。策定した経営計画の期間以内の一定期間を、将来の課税所得の見積り期間としておりますので、翌事業年度以降の課税所得の発生見積りによって、評価性引当金が増減し、繰延税金資産の調整額が発生いたします。

(2) 当第1四半期連結累計期間の経営成績

当第1四半期連結累計期間のわが国経済は消費増税の影響が懸念されたものの、雇用環境や所得環境が改善するなかで底堅い個人消費により堅調に推移しました。また、円安や企業が設備投資に動く兆しが見えてきたことも堅調の一因となりました。

海外経済は、緩やかながらも拡大が続きしました。米国景気は住宅販売と自動車販売が中心となって拡大しました。欧州景気はドイツとイギリスが先導する形で回復し、中国景気は景気の下支えを目的とした政策当局による預金準備率の引き下げ等により底入れ、東南アジア景気は政情不安を抱えながらも内需中心に拡大しました。

株式市場では、日経平均株価は4月に14,800円台で始まった後、日銀の追加緩和見送りを嫌気して5月中旬まで14,000円前半で推移しましたが、5月下旬からは企業収益と比べた割安感、海外株式市場と比べた出遅れ感から見直されて反発しました。その後も6月下旬に発表された新成長戦略において、法人実効税率の引き下げや公的年金の株式運用拡大等が盛り込まれたことを好感して続伸し、6月末の日経平均株価は15,162円で取引を終えました。4～6月の東証1部の1日当たりの平均売買代金は2兆634億円にとどまり、アベノミクス相場で急上昇した前年同期の3兆3,826億円を下回りました。

債券市場では、長期金利の指標である10年国債利回りが4月に0.6%台で始まった後、1年以上にわたる異次元緩和に伴う日銀の国債大量買い入れによって低下し（価格は上昇）、6月末は0.565%となりました。国内の物価（消費増税要因を除く）が総じて落ち着いていたことや世界的な物価の安定による欧米の長期金利が低下したことも、日本の長期金利低下の一因となりました。

当社グループの中核である東海東京証券株式会社では、資産管理型営業を推進する上で、SMAサービス（投資一任契約のもと、お客様に代わって資産の運用・管理を行う資産運用サービス）を重要商品の一つとして位置付け、従来の「東海東京SMA」のサービス及び利便性の向上を図った上で、5月より「東海東京ファンドラップ口座」としての取扱いを開始いたしました。

なお、営業ネットワークの効率的な運営を図るため店舗網の見直しを行い、平成26年7月28日付で、津支店、鈴鹿支店を移転・統合し、JR津駅ビル内に三重中央支店として新たに営業を開始いたしました。

また、当社では、平成26年4月1日をもって、持株会社を中心としたより効率的なグループ運営を目的に、東海東京証券株式会社従業員の当社への転籍を実施しました。

更に、業容・時代の変化に対応すべく、専門性、多様性等を重視した人事制度改革に取り組み、7月より新人事制度をスタートさせております。

当社グループは、平成24年4月より経営計画「Ambitious5」に基づく戦略を進めてまいりました。実施より3年目を迎え、今年度より、経営計画「Ambitious5」のセカンドステージとしての推進を展開しております。事業環境が変化していく中、その基本理念は堅持しつつ、お客様の利便性を高める新たな機能の取り込みやグローバルネットワークの拡張等を図り、独自性ある総合金融グループとして、「Leading Player in ASIA（リーディングプレイヤー イン アジア）」を目指してまいります。

当社グループの経営成績の状況は、以下のとおりであります。

受入手数料

前第1四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

区分	株券 (百万円)	債券 (百万円)	受益証券 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
委託手数料	8,682	12	86	0	8,781
引受け・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の手数料	106	85			191
募集・売出し・特定投資家向 け売付け勧誘等の取扱手数料	0	2	9,529		9,531
その他の受入手数料	72	2	1,255	327	1,657
合計	8,860	102	10,870	327	20,162

当第1四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

区分	株券 (百万円)	債券 (百万円)	受益証券 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
委託手数料	4,103	4	131	0	4,240
引受け・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の手数料	40	90			130
募集・売出し・特定投資家向 け売付け勧誘等の取扱手数料	0	29	4,922		4,952
その他の受入手数料	46	3	1,159	408	1,618
合計	4,191	127	6,213	408	10,940

当第1四半期連結累計期間の委託手数料は51.7%減少(前年同期比。以下、(2)において同じ。)し42億40百万円となりました。このうち株券については、東海東京証券株式会社における株式委託売買代金が43.3%減少し8,139億円となったことから52.7%減少し41億3百万円となりました。

引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料は31.8%減少し1億30百万円となりました。このうち株券については62.0%減少し40百万円となりました。また、債券については5.8%増加し90百万円となりました。

募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料は48.0%減少し49億52百万円となりました。このうち受益証券については、新規に販売した中長期的な利益成長が期待できる日本企業の株式に投資するファンドや、欧州のハイ・イールド債に投資するファンド等の堅調な販売により前年度第4四半期比では増収となりましたが48.3%減少し49億22百万円となりました。

その他の受入手数料は2.4%減少し16億18百万円となりました。このうち受益証券の代行手数料は7.6%減少し11億59百万円となりました。また、保険の取扱手数料は7.2%減少し1億50百万円となりました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の受入手数料は45.7%減少し109億40百万円となりました。

トレーディング損益

連結累計期間 区分	前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)			当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)		
	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	合計 (百万円)	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	合計 (百万円)
株券等トレーディング損益	584	2,076	2,660	616	2,533	1,917
債券・為替等トレーディング損益	9,309	2,166	7,143	5,035	310	5,346
合計	9,894	90	9,803	4,419	2,844	7,263

当第1四半期連結累計期間の株券等トレーディング損益は27.9%減少し19億17百万円の利益となりました。

また、外貨建債券や仕組債の販売を中心とした債券・為替等トレーディング損益は25.2%減少し53億46百万円の利益となりました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間のトレーディング損益は25.9%減少し72億63百万円の利益となりました。

販売費及び一般管理費

当第1四半期連結累計期間の販売費及び一般管理費は、取引関係費が取引量減少に伴う支払手数料や広告宣伝費の減少などから26.5%減少し27億15百万円、人件費は業績連動による賞与引当金の減少などから28.7%減少し69億60百万円となりました。

また、不動産関係費は2.5%減少し14億91百万円に、事務費は1.5%増加し14億57百万円となり、減価償却費は7.5%減少し4億41百万円となりました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の販売費及び一般管理費は22.1%減少し136億34百万円となりました。

営業外損益

当第1四半期連結累計期間の営業外収益は20.6%減少し10億33百万円となりました。主なものは、受取配当金が276.5%増加し4億11百万円に、持分法による投資利益が51.7%減少し3億63百万円となりました。

特別損益

当第1四半期連結累計期間は、投資有価証券評価減等で28百万円の特別損失を計上いたしました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の営業収益は37.2%減少し192億66百万円、純営業収益は37.2%減少し188億76百万円となり、営業利益は58.2%減少し52億41百万円、経常利益は54.4%減少し62億72百万円、四半期純利益は54.7%減少し42億71百万円となりました。

(3) 財政状態

当第1四半期連結会計期間末の総資産は445億円減少(前連結会計年度末比。以下、(3)において同じ。)し5,727億69百万円となりました。このうち流動資産は438億10百万円減少し5,365億34百万円となりました。主な増減は、現金及び預金が161億98百万円増加し557億27百万円に、トレーディング商品(資産)が161億79百万円減少し2,079億9百万円に、信用取引資産が85億55百万円減少し407億56百万円に、有価証券担保貸付金が320億11百万円減少し1,864億64百万円となりました。また、固定資産は6億89百万円減少し362億35百万円となりました。

負債合計は443億67百万円減少し4,299億73百万円となりました。このうち流動負債は453億4百万円減少し4,209億39百万円となりました。主な増減は、トレーディング商品(負債)が196億71百万円減少し569億21百万円に、約定見返勘定が253億円減少し169億83百万円に、有価証券担保借入金が112億78百万円減少し1,086億47百万円に、預り金が177億43百万円増加し361億79百万円に、短期借入金が77億44百万円減少し1,245億52百万円に、1年内償還予定の社債が119億73百万円増加し361億28百万円となりました。また、固定負債は9億17百万円増加し87億26百万円となりました。

純資産合計は1億33百万円減少し1,427億96百万円となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、事業上及び財産上の対処すべき課題について、重要な変更及び新たに生じた事項はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下、「基本方針」という。)を定めております。その内容等(会社法施行規則第118条第3号も掲げる事項)は以下の通りです。

基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値の源泉を理解し、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益(以下、「当社グループの企業価値等」という。)を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社取締役会は、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社グループの企業価値等に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。しかしながら、株券等の大量買付行為((2)において定義する。以下、同じ。)の中には、その目的等から見て、対象会社の企業価値等に資さないものも少なくありません。

当社グループにおける企業価値の源泉は、証券業及び証券関連業務において永年にわたり蓄積してきた商品やサービス、金融・資本市場等についての高度な専門知識と豊富な経験及び当社グループをとりまく国内外のあらゆるステークホルダーの皆様との長期的信頼関係であると考えております。当社は、前記のような濫用的な買収に対して、必要かつ相当な対抗手段を講ずることにより、このような当社グループの企業価値等を確保する必要があると考えております。

また、当社は、基本方針の実現に資するための取組みとして、平成24年度より経営計画「Ambitious 5」を推進しております。さらに、基本方針の実現に資する取組みとしては、コーポレート・ガバナンスの充実も重要と考え、取締役会を日常業務を遂行する執行取締役とそれ以外の非執行取締役(社外取締役)で構成するとともに、意思決定の迅速化を図るために執行役員制度を導入するなど、「経営と執行の分離」を図っております。また、内部監査は、取締役会の諮問機関として設置した社外取締役を委員長とする監査委員会が行っており、社外取締役による業務執行状況のチェックが機能しやすい体制を構築しております。監査役会は社外監査役3名を含む5名で構成され、監査役は取締役会に出席するほか、常勤監査役は各種会議等に参加して必要に応じて意見を述べているなど、監査役が十分な経営チェックを行える体制となっております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成25年6月27日開催の第101期定時株主総会の終結の時をもって有効期間が満了する「当社株式の大量買付行為への対応策(買収防衛策)」の更新を同総会に上程し、株主の皆様にご承認いただきました(更新後の「当社株式の大量買付行為への対応策(買収防衛策)」を、以下、「本プラン」という。)

本プランは、当社が発行者である株券等について、(a)大量買付行為を行おうとする者(以下、「大量買付者」という。)の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得、(b)大量買付者の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得、(c)当社の他の株主が、大量買付者の共同保有者に該当し、その結果、当該大量買付者の株券等保有割合が20%以上となるような行為((a)から(c)を総称して以下、「大量買付行為」という。)を対象といたします。

本プランは、当社グループの企業価値等を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大量買付行為が行われる場合に、(a)大量買付者に対し必要かつ十分な情報の事前提供を要請し、(b)当社経営陣が情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、(c)株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等の提示や、大量買付者との交渉を行っていくための手続を定めております。

大量買付者が本プランにおいて定められた手続に従わないなど、当社グループの企業価値等を著しく損なうと判断される場合には、当社は、対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様は無償で割り当てます。

本プランに従って割り当てられる新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)には、(a)大量買付者及びその関係者による行使を制限する行使条件、(b)当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されておりますが、大量買付者からその他の財産の交付と引換えに新株予約権を取得することができる旨の条項は、採用しておりません。

本新株予約権の無償割当が実施された場合、当該大量買付者等の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

本プランによるルールに従って一連の手続が遂行されたかどうか、また当社グループの企業価値等の確保又は向上のために必要かつ相当な対抗措置を発動するかどうかについては、取締役会が最終的な判断を行います。その判断の客観性、合理性及び公正性を担保するために、取締役会から独立した組織として独立委員会を設置しております。当社取締役会は、本プランに定められた対抗措置の発動に関する決議に際しては、必ず独立委員会による勧告手続を経なければならず、かつ同勧告を最大限尊重しなければなりません。

独立委員会は、社外監査役又は社外の有識者のいずれかに該当する者から、取締役会が選任する3名以上の委員により、構成されるものです。独立委員会は、大量買付者、当社の取締役、監査役、従業員等に対し独立委員会への出席及び説明を要求することができ、当社取締役会からの諮問事項について審議・決議して、当社取締役会に対し勧告を行います。なお、この勧告は、公表されるものとします。

本プランの合理性(本プランが会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由)

会社の支配に関する基本方針に沿うものであること

本プランは、大量買付者に必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、一定の評価期間が経過した後のみ大量買付行為を開始することを求め、当社所定のルールを遵守しない大量買付者には対抗措置を講じることとしております。

また、ルールが遵守された場合でも、大量買付行為により当社グループの企業価値等が損なわれると判断される場合は、大量買付者に対し対抗措置を講じることとしていることから、本プランは会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えております。

買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性の原則」)を完全に充足しており、また、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨に合致したものです。なお、本プランは、平成20年6月30日に公表された、経済産業省に設置された企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しております。

株主共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会を確保して、適切な投資判断を行うことを可能とするものであることから、株主共同の利益に資するものと考えております。

さらに、本プランの発効は株主総会の承認によるものであり、本プランの有効期間(第101期定時株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで)の満了前であっても、株主総会の決議により本プランを廃止できることから、本プランは当社株主の共同の利益を損なうものではないと考えております。

株主意思を重視し、また、対抗措置の発動について合理的な客観的要件を設定するものであること

本プランについて株主の皆様意思を適切に反映させる機会を確保するため、第101期定時株主総会において本プランを承認する議案をお諮りし、株主の皆様にご承認いただきました。また、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランの廃止が決定された場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、その意味で、本プランの更新だけでなく存続についても、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プランは、本プランに基づく対抗措置の発動又は不発動の判断を株主の皆様が当社取締役会に委ねる前提として、当該対抗措置の発動条件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の皆様を示すもので

す。したがって、当該発動条件に従った対抗措置の発動は、株主の皆様のご意向が反映されたものとなりません。

会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと

本プランは、対抗措置の発動に関する合理的な客観的要件が設定されていること、対抗措置の発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることを要し、当社取締役会は同委員会の勧告を最大限尊重するものであること、などにより、当社取締役会による判断の公正性・客観性が担保される工夫がなされており、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。

また、本プランは、当社取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないために発動の阻止に時間がかかる、いわゆるスローハンド型買収防衛策でもありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

(6) 従業員数

提出会社の状況

東海東京証券株式会社の従業員は平成26年4月1日付で当社に転籍したうえ、関係会社に出向しております。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	972,730,000
計	972,730,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成26年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年8月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	280,582,115	280,582,115	東京証券取引所 市場第一部 名古屋証券取引所 市場第一部	権利内容になんら限定のない、当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
計	280,582,115	280,582,115		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年4月1日～ 平成26年6月30日		280,582,115		36,000		9,000

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

なお、ジェイ・オー・ハンプロ・キャピタル・マネージメント・リミテッドから当社株式を保有する旨の大量保有報告書が平成26年5月15日付(報告義務発生日 平成26年5月8日)で、その変更報告書が平成26年7月4日付(報告義務発生日 平成26年6月27日)で関東財務局長にそれぞれ提出されております。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間の末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成26年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成26年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 14,685,200		単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 265,681,200	2,656,812	単元株式数100株
単元未満株式	普通株式 215,715		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	280,582,115		
総株主の議決権		2,656,812	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株(議決権20個)含まれております。

2 「単元未満株式」の普通株式には、当社所有の自己株式が38株含まれております。

【自己株式等】

平成26年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数(株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
(自己保有株式) 東海東京フィナンシャル・ ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋 3-6-2	14,685,200		14,685,200	5.23
計		14,685,200		14,685,200	5.23

(注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権10個)あります。

なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の普通株式に含まれております。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当第1四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)並びに同規則第61条及び第82条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則)に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年 3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年 6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	39,529	55,727
預託金	27,308	26,307
顧客分別金信託	26,005	25,005
その他の預託金	1,302	1,302
トレーディング商品	224,158	207,979
商品有価証券等	222,695	206,831
デリバティブ取引	1,463	1,148
信用取引資産	49,312	40,756
信用取引貸付金	44,629	36,843
信用取引借証券担保金	4,682	3,912
有価証券担保貸付金	218,475	186,464
借入有価証券担保金	174,949	186,464
現先取引貸付金	43,526	-
立替金	249	34
短期差入保証金	15,957	13,586
短期貸付金	172	134
未収収益	2,013	1,898
繰延税金資産	1,948	868
その他	1,267	2,815
貸倒引当金	48	39
流動資産合計	580,345	536,534
固定資産		
有形固定資産	9,394	9,308
無形固定資産	2,369	2,210
投資その他の資産	25,160	24,716
投資有価証券	21,343	22,037
長期差入保証金	1,945	1,973
退職給付に係る資産	1,224	54
その他	1,957	1,960
貸倒引当金	1,310	1,309
固定資産合計	36,924	36,235
資産合計	617,270	572,769

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
負債の部		
流動負債		
トレーディング商品	76,593	56,921
商品有価証券等	71,969	52,951
デリバティブ取引	4,623	3,969
約定見返勘定	42,284	16,983
信用取引負債	16,746	14,508
信用取引借入金	14,753	11,616
信用取引貸証券受入金	1,992	2,891
有価証券担保借入金	119,926	108,647
有価証券貸借取引受入金	15,668	3,419
現先取引借入金	104,258	105,227
預り金	18,435	36,179
受入保証金	13,987	9,683
短期借入金	132,296	124,552
短期社債	7,800	9,800
1年内償還予定の社債	24,155	36,128
未払法人税等	5,620	622
賞与引当金	3,444	1,688
役員賞与引当金	109	23
その他	4,843	5,198
流動負債合計	466,243	420,939
固定負債		
社債	5,100	6,500
長期借入金	200	200
繰延税金負債	718	267
役員退職慰労引当金	81	72
退職給付に係る負債	554	556
その他	1,153	1,130
固定負債合計	7,808	8,726
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	288	307
特別法上の準備金合計	288	307
負債合計	474,340	429,973

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	36,000	36,000
資本剰余金	33,412	33,412
利益剰余金	71,644	71,635
自己株式	3,835	3,835
株主資本合計	137,221	137,212
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,274	2,221
為替換算調整勘定	218	268
退職給付に係る調整累計額	1,185	1,144
その他の包括利益累計額合計	3,240	3,098
新株予約権	104	129
少数株主持分	2,362	2,356
純資産合計	142,929	142,796
負債純資産合計	617,270	572,769

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
営業収益		
受入手数料	20,162	10,940
委託手数料	8,781	4,240
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	191	130
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	9,531	4,952
その他の受入手数料	1,657	1,618
トレーディング損益	9,803	7,263
金融収益	726	1,061
営業収益計	30,692	19,266
金融費用	649	390
純営業収益	30,042	18,876
販売費及び一般管理費		
取引関係費	3,696	2,715
人件費	9,766	6,960
不動産関係費	1,530	1,491
事務費	1,436	1,457
減価償却費	477	441
租税公課	210	142
貸倒引当金繰入れ	60	-
その他	334	424
販売費及び一般管理費合計	17,512	13,634
営業利益	12,530	5,241
営業外収益		
受取配当金	109	411
受取家賃	232	148
持分法による投資利益	752	363
投資事業組合運用益	167	38
その他	39	71
営業外収益合計	1,301	1,033
営業外費用		
不動産賃貸原価	60	-
投資事業組合運用損	1	1
その他	13	1
営業外費用合計	76	2
経常利益	13,756	6,272

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
特別利益		
固定資産売却益	128	-
投資有価証券売却益	187	-
負ののれん発生益	20	-
特別利益合計	336	-
特別損失		
投資有価証券売却損	0	-
有価証券評価減	10	19
金融商品取引責任準備金繰入れ	20	19
特別損失合計	21	28
税金等調整前四半期純利益	14,071	6,244
法人税、住民税及び事業税	4,097	991
法人税等調整額	518	975
法人税等合計	4,616	1,967
少数株主損益調整前四半期純利益	9,455	4,277
少数株主利益	16	5
四半期純利益	9,438	4,271

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	9,455	4,277
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	423	52
為替換算調整勘定	108	49
退職給付に係る調整額	-	40
その他の包括利益合計	532	142
四半期包括利益	9,987	4,134
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	9,971	4,129
少数株主に係る四半期包括利益	15	5

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

該当事項はありません。

(会計方針の変更等)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下、「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を、平均残存勤務期間を基礎とする方法からイールドカーブ等価アプローチによる方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第1四半期連結会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第1四半期連結会計期間の期首の退職給付に係る資産が8億62百万円減少し、利益剰余金が5億57百万円減少しております。また、勤務費用の計算方法が変更されることにより、当第1四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益がそれぞれ14百万円減少しております。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

1 有価証券評価減は、投資有価証券に係る評価減であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
減価償却費	477百万円	441百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,173	12.00	平成25年3月31日	平成25年6月28日

2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,722	14.00	平成26年3月31日	平成26年6月30日

2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、セグメント情報については記載しておりません。

当第1四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年6月30日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、セグメント情報については記載しておりません。

(金融商品関係)

前連結会計年度末(平成26年3月31日)

科目	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
約定見返勘定(負債)	42,284	42,284	
預り金	18,435	18,435	

(注) 金融商品の時価の算定方法

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

当第1四半期連結会計期間末(平成26年6月30日)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額のうち、事業運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められるものは以下のとおりであります。

科目	四半期連結 貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
約定見返勘定(負債)	16,983	16,983	
預り金	36,179	36,179	

(注) 金融商品の時価の算定方法

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度末(平成26年3月31日)

対象物の種類	取引の種類	契約額 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
債券	債券先物取引			
	売建	7,753	19	19
	買建	3,303	0	0
債券	債券先物オプション取引			
	売建			
	買建			

当第1四半期連結会計期間末(平成26年6月30日)

トレーディング業務で行うデリバティブ取引は、事業運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められるものは以下のとおりであります。

対象物の種類	取引の種類	契約額 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
債券	債券先物取引			
	売建	17,411	13	13
	買建	3,766	1	1
債券	債券先物オプション取引			
	売建			
	買建	10,185	20	6

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益	35円68銭	16円6銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(百万円)	9,438	4,271
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	9,438	4,271
普通株式の期中平均株式数(株)	264,568,177	265,896,487
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	35円46銭	16円2銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(株)	1,610,965	770,002
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年8月8日

東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水	上	圭	祐
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青	木	裕	晃
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴	木	晴	久

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成26年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。